破産手続廃止

平成２１年（フ）第２７０号
神奈川県三浦市三崎町諸磯605番地２
破産者　有限会社アイ・エム・シー
1　決定年月日　平成22年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第１１８６４号
東京都荒川区南千住５丁目９番８号
破産者　株式会社ビボウ
1　決定年月日　平成22年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８５０３号
東京都渋谷区代々木３丁目55番７号
破産者　株式会社代官山プロダクション
1　決定年月日　平成22年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８５０４号
東京都渋谷区代々木３丁目55番７号
破産者　株式会社ダイプロ・エックス
1　決定年月日　平成22年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９７４０号
東京都大田区大森東５丁目25番９号
破産者　有限会社良械製作所
1　決定年月日　平成22年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９７４１号
埼玉県児玉郡神川町熊野堂85―１―Ｃ―102、開始決定時の住所東京都大田区大森東５丁目25―９
破産者　田中修太郎
1　決定年月日　平成22年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３２８８号
埼玉県本庄市下野堂607―30―Ａ103、開始決定時の住所群馬県藤岡市上戸塚749―５
破産者　塩浦　庸吉（旧名陽一）
1　決定年月日　平成22年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３９３２号
神奈川県平塚市東八幡４丁目４―28―Ｄ20
破産者　伊藤　暢敏
1　決定年月日　平成22年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３９３３号
神奈川県平塚市中原１丁目５―33―201
破産者　伊藤　政彦
1　決定年月日　平成22年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９５６号
福岡県行橋市大字高瀬160、開始決定時の住所福岡県中間市朝霧１丁目34―８
破産者　宇郷　千秋
1　決定年月日　平成22年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４１０２号
栃木県足利市福居町2290番１、商業登記簿上の本店所在地栃木県足利市福居町2290番地の２
破産者　水越株式会社
1　決定年月日　平成22年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４８０９号
東京都品川区大井１丁目35―７―201
破産者　鈴木　　隆
1　決定年月日　平成22年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６１１７号
宮城県大崎市古川駅前大通５丁目３番37号
破産者　有限会社白出弁当センター
1　決定年月日　平成22年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６１１８号
宮城県大崎市古川駅前大通５丁目３―37
破産者　白出　浩一
1　決定年月日　平成22年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６１１９号
宮城県大崎市古川駅前大通５丁目３―37
破産者　白出榮五郎
1　決定年月日　平成22年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６１６４号
東京都葛飾区奥戸２丁目23番５―502号　ライオンズグローベル京成立石
破産者　株式会社なちゅらるカンパニー
1　決定年月日　平成22年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６２３８号
東京都豊島区駒込１丁目33番10号
破産者　株式会社クォーツシステム
1　決定年月日　平成22年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６２３９号
東京都北区赤羽西６丁目33番14号
破産者　有限会社高翔
1　決定年月日　平成22年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６３９８号
東京都港区南青山６丁目１番６―503号
破産者　シーエムビー・グループ株式会社
1　決定年月日　平成22年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６３９９号
東京都羽村市小作台３丁目19―14、開始決定時の住所東京都新宿区西新宿５丁目20―１―401
破産者　荒井　　遥（旧名晴彦）
1　決定年月日　平成22年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６４１２号
東京都豊島区千早４丁目26番２号
破産者　株式会社名垣工務店
1　決定年月日　平成22年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６４１６号
東京都港区六本木３―17―10　六本木デュープレックスタワー412、商業登記簿上の本店所在地東京都港区芝浦４丁目12番35号
破産者　株式会社エフシーインキュベータ
1　決定年月日　平成22年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部